



使 用 前 檢 查 合 格 証

原規規発第 2012032 号

九州電力株式会社

代表取締役 社長執行役員 池辺 和弘 殿

平成 30 年 9 月 4 日付け原発本第 190 号（平成 31 年 4 月 15 日付け原発本第 8 号、令和元年 10 月 16 日付け原発本第 122 号、令和 2 年 4 月 7 日付け原発本第 25 号、令和 2 年 10 月 1 日付け原発本第 183 号及び令和 2 年 10 月 28 日付け原発本第 221 号をもって変更の内容を説明する書類の提出）をもって申請がありました発電用原子炉施設については、原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 15 号。以下「改正法」という。）附則第 7 条第 1 項に基づき、改正法による改正前の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号）第 43 条の 3 の 11 第 1 項の規定に基づく使用前検査を、合格とします。

令和 2 年 12 月 16 日

原 子 力 規 制 委 員 会

